



ご利用ください 難病患者のための各種制度

保健予防課 ☎(626)1114

難病とは、発病の原因が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病で、長期にわたり療養を必要とする病気です。そのうち、客観的な診断基準が確立している、患者数が人口の0.1%に達しない病気が「指定難病」として、医療費助成の対象となります。



▼その他 疾病について、詳しくは、難病情報センター^{HP}[URL2](#)や市^{HP}などをご覧ください。また、申請する際は、まずは主治医にご相談ください。



▲難病情報センター^{HP}

■各種サービス 日常生活に不自由を感じたら、障がい福祉サービスや介護保険サービスを利用できます。支援区分や介護度が認定されると、家事援助や通院介助などのサービスを利用することができます。

■難病の医療費助成制度 指定難病に関する治療について、医療費の一部を助成しています。助成対象になると、自己負担割合が2割になり、月額自己負担上限額までの負担となります。

▼対象 指定難病(333疾患)に罹患していて、次の条件を満たす人。①診断基準を満たしている②重症度分類の基準を満たしている、または当該疾病にかかった医療費総額(10割)で3万3,330円を超える月が年3回以上ある。

▼申請方法 保健予防課(竹林町・保健所内)・保健と福祉の相談(市役所1階)に置いてある申請書類一式(県^{HP}[URL1](#)からも取り出し可)に必要事項を書き、直接、保健予防課または保健と福祉の相談へ。



▲県^{HP}

お気軽にご相談ください

▼就労の相談 ハローワーク宇都宮(明保野町)の難病患者就職サポーターが、治療と両立できる仕事の検討や企業への説明などの相談に応じています。

▼保健師やピアサポーターによる相談 とちぎ難病相談支援センター(駒生町・とちぎ健康の森内) ☎(623)6113では、平日午前10時～午後4時に、保健師やピアサポーターが電話や面接で相談に応じています。また、医療相談(個別相談)も行っています。

▼保健師による相談 難病に関する療養生活などの相談は、保健師が面接または電話・訪問などで対応します。詳しくは、44ページの「感染症・難病・精神保健に関する相談」をご覧ください。



8月10日は道の日 安全で安心な道路への3つのポイント

道路管理課 ☎(632)2527

本市では、定期的にパトロールを行い、道路の危険な箇所を早期に発見・修繕し、市民の皆さんが安全に道路を使えるよう努めています。3つのポイントに注意し、安全で安心な道路づくりにご協力ください。

1 道路の危険箇所を見つけたらご連絡を 道路の穴や壊れているカーブミラーなど、危険な場所を見つけた場合は、電話またはファクス(危険箇所・現場の状況・氏名・電話番号を明記)で、道路保全課 ☎(632)2520、FAX(639)0626または都市基盤保全センター ☎(661)0057、FAX(664)0004へ。



▲壊れた側溝

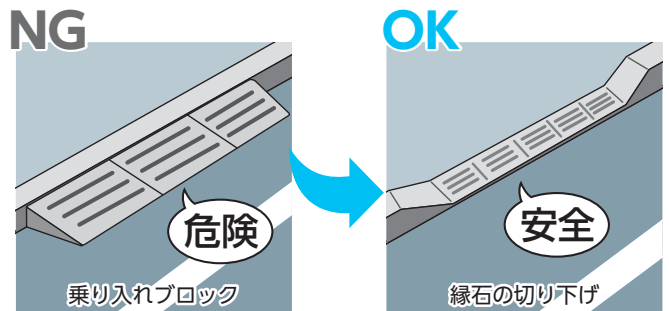


▲壊れたガードレール

2 道路に無断で物を置くのはダメ 置き看板・自販機・商品台・旗・のぼりなどを道路に置くと、通行の妨げや交通事故の原因になり大変危険です(*)。道路に設置する時は、上空・地下を含め、事前に道路管理者の許可が必要です。詳しくは、道路管理課 ☎(632)2527へ。

3 乗り入れブロックを置くのはダメ 車道からの乗り入れのために、道路上に乗り入れブロックなどを置くと、歩行者や自転車・バイクの転倒事故の原因になり大変危険です(*)。

また、雨水の流れを妨げ、路面冠水の原因にもなります。段差をなくすには、歩道や縁石の切り下げ工事を自己負担で行うことができます。工事を行うには、事前に道路管理者の承認が必要です。詳しくは、道路管理課 ☎(632)2527へ。



※道路法の規定に違反して道路に物件を置いた場合、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金が科せられることがあります。また、設置された物件が原因で事故が発生した場合、設置した人の責任が問われることがあります。